

日田県管地化の実体

— 佐伯藩預所の場合 —

末 広 利 人

はじめに

- 一 佐伯藩預所の成立
 - 二 貢租徴収権の日田県移管
 - 三 日田県による地所受取
 - 四 長州藩脱隊騒動の影響
- まとめ

はじめに

目下のところ、明治維新政権直轄領としての府県の研究は、東北地方に力点がおかれているようである。直轄領全体に占める畠的割合からも、質的重要性からもそれは当然のことかもしれない。しかし、史資料の制約があるとはいえ、日田県を地元を持つ近代史研究者の一員として、研究の遅れに、無念の気持と少なからぬ責任を感じないわけには行かない。管見するところでも、日田県の領域や陣容・機構・租税問題、さらに全国的に注目を集めた竹槍騒動等々を含め、何とかもう少し解明し得るだけの史資料も見られるようである。本稿は、日田県研究の前提として、まず日田県の管轄領域を確認するため、佐伯藩預所について、その管地化の実体を検討しようとするものである。

第1表 大分県内における日田県管地

国	郡	旧 天 領		旧 諸 藩 領	
		旧西国郡代支配地	旧 諸 藩 預 所		旧 旗 本 采 地
豊	国東		肥後藩預所14村 4866石 04560	松平貫一郎采地 14村 5685石 85770	延岡領32村 7704石 44000
	速見		肥後藩預所36村 1万1344石88952	羽柴清采地 8 村 5514石 05300	延岡領16村 2996石 13848
	大分		肥後藩預所11村 3240石 22900	大給邵吉采地 7 村 1657石 23450	延岡領36村 1万0083石90100
	海部		佐伯藩預所10村 2143石 72400		
	大野				
	直入		肥後藩預所12村 2989石 32400		
	後	玖珠	32村 2万1503石25727		久留島平八郎采地 1 村 1075石 16901
日田	80村2町 2万8881石16631				
豊	宇佐		久留米藩預所59村 2万2098石51920	宇佐神領 1 村 1000石 00000 小笠原左門采地10 村 2521石99800	
	前	21村 1万2489石88670		小笠原左門采地 1 村 1287石29700	

(『豊後国旧県沿革記』『同附録』『太政官伺書類』(日田県)、『下毛郡誌』『大宇佐郡史論』『豊前国石高帳』『旧高旧領取調帳』)による

日田県の管轄領域については、これまで、「長崎県記」を引用した『復古記』や『太政類典』の記事が一応の目安として利用されているが、この史料は何年何月何日現在のものか不明である。内容から察すると慶応三または四年であろう。「九州筋御料所」として一括、各国郡ごとに「御料所」の村数及び石高が記されていることから、府県成立前で窪田代官支配時代と断定できようである。もちろん日田県設置以降の変遷は全くわからない。

いま、現大分県内に限り日田県の管地を示すと、第1表の通りである。総石高一五万石余に達し、九州各地に飛地が多かつたとはいえ、日田県管地の過半はいつも二豊の地にあつたのである。^③一応その来歴から、旧西国郡代支配地・旧諸藩預所・旧旗本采地・旧諸藩領に分けることができるが、このうち、慶応四年閏四月二五日の日田県発足時点では、旧西国郡代支配地のみが日田県領となつた。旧諸藩預所のうち、慶応三年預所となつたばかりの肥後藩及び久留米藩の分は翌四年八月二八日日田県管地化が、國東・速見・大分の延岡藩領は明治四年二月二日日内日田県管地との交換が指令され、数か月後に地所引渡しになされる。嚴原藩管地化問題はここでは触れないとして、簡単でないのが、旧旗本采地と佐伯藩預所である。

旧旗本采地の府県管轄指令（太政官達第四一八）は、慶応四年五月二四日であるが、實際管地化される時期には、それぞれ大きな違いがある。各采地ごとに辿らねばならない。佐伯藩預所についても後述の通り、預所化の行きさつが肥後藩及び久留米藩預所の場合と異なっており、日田県管地化の実体にも差位が出て来るのである。

しかも、最近の研究成果である大分合同新聞社刊『大分の歴史』(8)や『角川日本地名大辞典 大分県』にも佐伯藩預所の日田県管地化については軽く触れられているのみであり、その管地化年月日にはともに問題がある。また『地名大辞典』中の村ごとの説明には日田県の管地になつたことさえ全く記述されていない。一千頁を越える『佐伯市史』においても、預所化の原因となつた藩主跡目相続問題が記されているだけで、預所の日田県管地化関係の記述は皆無である。以下、刊行済史料や東京所在史料はじめ、佐伯市文化会館蔵の「佐伯藩御用日記」や大分県立大分図書館蔵の「太政官伺書類（日田県）」、「毛利高謙家記」などによりつつ、日田県管地化の実体を追つてみたい。維新政府の政策の一面や、維新期のわが二豊の政情もそこにのぞいているはずである。

二 佐伯藩預所の成立

佐伯藩預所の来歴については、明治三年六月佐伯藩公用人関谷侃が民部省よりの問に答えた次の文により、概要は知られる

第2表 佐伯藩預所の村高

村名	正保郷帳	元禄郷帳	天保郷帳	旧高調領帳 旧取
石	393.1070	石 (464.560)	石 (473.662)	411.309
床木	72.5900	72.590	72.590	72.590
棚野	77.9500	(88.270)	(88.270)	77.950
府西	151.1900	151.190	154.197	154.197
石打	135.8880	135.880	135.888	135.888
波越	142.0660	142.066	149.822	149.822
泥谷	380.3300	380.330	381.878	381.878
塩付	125.2200	125.220	125.220	125.220
柏江	302.9550	321.887	326.567	326.567
津志河内	222.3550	271.360	274.741	308.303
計	石 2003.651	()	()	石 2143.724

「元禄見稻簿」では 床木村 小長谷代官料 400石余
 " 毛利周防守領 62石余
 府坂村 小長谷代官料 77石余
 " 毛利周防守領 10石余
 とある。「元禄郷帳」「天保郷帳」の数字は兩所領
 の合計である。

分かれていたが、「元禄郷帳」と「天保郷帳」では合わせて村高が記されている。正保から明治までの間に一〇村の総高は一四〇石余の増。なお、西野・石打・波越・泥谷・府坂は現在の佐伯市大字堅田、塩付・柏江・津志河内は同大字長良の一部、棚野は同大字青山の一部、床木は弥生町大字床木である。床木村が一村離れているが、他は堅田川流域の農耕地帯に集中しており、「山谷海岸多之ゆ地ニテ、穀物少之土地柄、在方浦辺ト相半」^⑥する佐伯藩在方の中央部を占めていた。明治四年一〇村の牛馬数は牡牛九九疋、牝牛一〇九疋、牡馬一二七疋、牝馬六七疋であった。^⑦

年貢については「天明年中旧幕府を預り之節定免ニ而其後も年季切替村方願之通ニ相成」^⑧定免で年貢米を上納して来たとい

「堅田 床木拾ヶ村高式千石余」につき、村名と村石高の変遷を記せば第2表の通りである。床木村と府坂村は佐伯藩領と預所に
 替」ったのは寛永一〇年^⑤のようである。いづれにしろ、「天明三癸卯年六月廿八日」以来佐伯藩預所として明治に到ったわけである。

旧領高式万石豊後国佐伯之内、堅田 床木拾ヶ村高式千石餘、知事之元祖高政弟毛利九郎左衛門吉安江分地配当仕ゆ処、寛永年中旧幕蔵米ニ打替、嫡子勘右衛門其子勘十郎家督相統、実子無之ニ付養子浜之助相統仕ゆ後、元禄二己巳年十月病死仕、幼年ニ付家祿断絶仕、天明三癸卯年六月廿八日、右式千石余旧幕を預地相成ゆ^①（「毛利高謙家記」明治三年六月二十九日）

文中の一〇か村が高政より毛利九左衛門に分地配当されたのは寛永元年、二代藩主の後継問題で敗れた吉安が「旧幕蔵米ニ替」ったのは寛永一〇年^⑤のようである。いづれにしろ、「天明三癸卯年六月廿八日」以来佐伯藩預所として明治に到ったわけである。

うが、慶応四年二月段階での貢租額は次の通りであった。

年貢 米一〇〇八石一斗三升三合三勺
 小物成運上銀 金一一兩一朱 銀七分
 伝馬宿入用石代銀 金六兩三朱 銀一匁

〔「毛利高謙家記」
 慶応四年二月一九日〕

二 貢租徴収権の日田県移管

戊辰戦争勃発後、例えば永山布政所の占領に見られるように、薩摩はじめ諸藩の独自の行動も見られたが、維新政府による九州掌握は、沢宣齋の九州鎮撫総督任命以降進められる。沢は慶応四年一月二五日九州鎮撫総督に、さらに二月二日九州裁判所総督に命じられ、二月一五日長崎に着任、西海道の公邑を統轄する。そして、この九州裁判所管地が分かれるかたちで、日田県・富岡県・富高県及び長崎府の成立となつて行くのである。

その間、肥後藩主細川慶順は、前年より預かりとなつたばかりの豊後国速見郡・大分郡・直入郡・国東郡及び「前々ヨリ非常警戒筋……永任」^⑩の天草・日田の取扱につき、朝廷に差図を求めた（一月二七日）。結果は「追テ御差図可有之間 当分是迄之通可心得ゆ事」^⑩との返答であった。佐伯藩も預地について二月京都において次の届を出している。

是迄徳川氏方伊勢守江御預地之儀、今般改而御預所之御沙汰者無御座ゆ得共、為朝廷守衛仕居ゆ、且又昨年御年貢米小物成運上銀、御伝馬宿石代銀共夫々取立仕、人心動揺之折柄ニ付、其促遣ニ御預り申上居ゆ後、伊勢守在所家来共々申越ゆ、此段御届申上ゆ

右申上納方之儀如何相心得ゆ而可然哉、此段奉伺ゆ

右之趣奉申上ゆ以上

慶応四年戊辰二月十九日

毛利伊勢守内

野村修左衛門

金蔵裁判所御中

(「毛利高謙家記」
慶応四年二月一九日)

このように、府県の発足までは旧代官支配地すら薩摩・肥後以下二七藩(玖珠郡・日田郡・下毛郡は森・岡・中津)^⑪にその管理を依存しているほどであり、預地についてはもちろん「当分是迄之通」にせざるを得なかったのである。

しかし佐伯藩の場合、去卯年の小物成運上銀と伝馬宿入用石代銀は二月二日に京都で上納し、年貢についても「遠隔」地であり、「梅雨」時でもあるということで「格別之御憐恕ヲ以代銀上納」を認められ、六月二五日一〇一〇石七斗一升四合三勺の代銀二二六貫三九九匁九分五厘を金三五三七兩二歩三朱、銀三匁九分三厘で上納した。^⑫「私領同然」として、^⑬慶応三年に預けられた肥後藩及び久留米藩預所の場合ですら貢租上納はなされている。

東北戦争が終結した八月、各預所について次の指令が出された。

細川越中守

別紙豊後国四郡之中、六十九ヶ村、高二萬二千三百七十八石餘、昨卯年其藩へ御預被 仰付置候處、今度日田県へ支配被 仰付候間、早々右縣へ可引渡旨 御沙汰候事

八月

行政官

毛利伊勢守

其藩旧来御預之御領所豊後国海部郡十ヶ村、高二千四百三十三石、追テ何分之御沙汰被仰出候迄、租税等、日田県へ可差出旨 御沙汰候事

八月

行政官

〔復古記〕第百二十三
明治元年八月二十八日

細川越中守宛と同様の指令は有馬中務大輔・立花飛彈守宛にも出され、豊前・豊後の預所は日田県へ、筑後の預所は長崎府へ「支配被仰付」た。また、毛利伊勢守宛と同様の指令が相良遠江守宛にもされ、佐伯藩と人吉藩の預所は「租税等日田県へ可差出一御沙汰になったのである。したがって、人吉藩と同じく佐伯藩預所の場合は、租税徴収権のみ日田県へ移されたのであり、日田県に分属された肥後藩・久留米藩預所の場合とははっきり区別されなければならない。「租税等」以外の件は「何分之御沙汰被 仰出候迄」なお佐伯藩扱いなのである。

なお、行政官よりの上記指令については「家記に」は記載がなく、「佐伯藩御用日記」には九月一日に登場し、文書写の口付は「八月」とのみ記されている。

佐伯藩では、九月二五日野村脩左衛門を日田に派遣し、年貢上納方法につき折衝させた。一〇月一六日付で、日田県より次の返答がなされている。

先月御使者を以申越ゆ其御預り処、豊後国海部郡拾ヶ村、貢米遠路当県江運輸難洪之旨、百姓歎訴之義無餘義願意ニ相聞ゆ間、先例之通、豊後国高田築杵^(ツヅ)豊前国長州三ヶ所平均下米相場を以、石代金納御申付、翌年三月迄ニ上納皆済為致、当県江可被引渡ゆ、此段及御答ゆ様 知事申聞 如斯御座ゆ 以上

十月十六日

日田 県

〔「佐伯藩御用日記」
明治元年十月二三日〕

「遠路……運輸難渋」故金納を認めること、その換算基準は「先例之通豊後国高田築杵、豊前国長洲三ヶ所平均下米相場を以てすること、納入期限を「翌年三月」とすることの三点が決定したのである。さらに、一〇月二四日肥後藩預所の郷村受取を済ました日田県より、「御米金者日田表江相納、其餘之事件者高松御役所ニ而取扱ひ旨」連絡して来る。^⑭

以後、辰年分金四五四四両・永一貫一三五文一分二厘を明治二年三月に、己年分銀四〇六貫二七五匁三分六厘四毛を三年一月にともに日田表へ、午年分金四八一〇両・永九八八文三分は日田県出張別府役所へ上納した。^⑮

しかし、佐伯藩とて、藩の中央にあり、しかも藩総高の一割を占める預所について、唯々諾々として命令に応じて来たのではない。日田県の関係でも島原藩が宇佐神宮管理につき^⑯（慶応四年六月二九日）、小倉藩も英彦山管理につき^⑰（同九月七日）それぞれ旧例をのべて要望書を出していた。いずれの藩も藩地縮少阻止、できれば藩地拡大に強い意欲を持っていたのである。佐伯藩も一〇月二日、豊国社造管用の瓦五〇〇枚の献上と対で弁事役所へ「旧領復古」を申出たが、問題にされなかった。維新政府の直轄地確保の方針も強固なものがあつた。

なお、明治二年九月、日田県より椋嶋を犯罪人流刑地として利用したい旨の要請がなされているが、臼杵・佐伯両藩より漁場確保と漁民保護のための反対陳情がなされ、この件では臼杵・佐伯両藩の言い分が認められた。^⑱

三 日田県による地所受取

慶応四年八月一七日に指令された日向国富高県の日田県併合は、府県統廃合の最も早い例の一つであろう。以後全国的には戊辰戦争終了後や版籍奉還前後、藩制布告後などに集中的に統廃合がなされる。これらと前後して、各県の管轄領域の変更も

見られる。日田県の関係では、山口藩預地企救郡の日田県管地化(明治二年八月)、日田県管地への巖原藩割込み(同三年一月)、英彦山の日田県管地化(同三年六月)などがある。

佐伯藩預所の、日田県管地化の指令は三年二月二十四日東京においてなされた。

佐伯藩

其藩御預所別紙高郡書付之通日田県管轄被 仰付ゆ条地所可引渡事

庚午十二月

太政官

別冊写

豊後国海部郡

一高式千百四拾三石七斗式升四合

(「佐伯藩御用日記」
明治四年一月一七日)

この連絡が佐伯にもたらされたのは、翌四年一月一七日であり、二一日には日田県一七日付で「別府役所江御打合之上御引渡有之度」との連絡があった。

佐伯藩では、早速準備にはいるが、書類等の作成に手間どり、日田県出張別府役所において実際に引渡しがなされたのは三月一〇日のことであった。受取目録は左記の通りである。

当藩元御預所豊後国海部郡拾ヶ村諸書物并金銭当辛未三月十日日田県別府支庁江引渡目録

一 去午年御勘定目録

一冊

一 同 御成箇帳

一冊

一 同 割付帳

一冊

一 匣付帳

一冊

—	様子大概書	一冊
—	申渡書	一冊
—	絵図面	一枚
—	荒地起返取調書	一冊
—	助合銀勘定目録	一冊
—	九十歳以上之者江御褒美金被下	一冊
—	八十歳以上之者江養老扶持米被下	一冊
—	当未年養老扶持米勘定目録	一冊
—	御仕置五人組帳	一冊
—	御林帳	一冊
—	酒造取調書	一冊
—	当未年宗門改帳但拾ヶ村分	十冊
—	同 同 但四ヶ村社家分	四冊
—	村明細帳	十冊
—	牛馬毛付帳	十冊
—	鉄炮証文	九通
—	社寺取調	五冊
—	役人印鑑帳	一冊
—	村入用帳	十冊

一 金百三十兩
 永五百七十七文三分
 一 金九十八兩
 永六百二十五文

右之通御座ゆ以上

辛未五月三日

佐伯藩
 (「毛利高謙家記」)
 明治四年五月三日

この日以降、日田県も佐伯藩も「元預所」という言葉を使いはじめたことは明記しておきたい。

なお、その後も大蔵省等の要求もあり、豊後国海部郡之内郷村高帳・同取米一村限り厘付帳・明治三年租税皆済目録・酒造取調書・申込書が六月八日に提出され、²⁷⁾ 雛形に合っていないとして、勘定目録の訂正事務は廢藩置県指令後まで行なわれて²⁸⁾ いる。

四 長州藩脱退騒動の影響

佐伯藩預所の日田県管地化指令(明治三年一二月)から地所引渡(同四年三月)のころの日田県及び豊後国は、大ゆれにゆれていた。いわゆる「長州藩脱隊騒動」の余波である。

兵制改革の結果を不満とする長州藩諸隊の動きが農民一揆と結合したこの騒動は、明治二年十二月にはじまり、鎮圧されたかに見えながら、三年四月にも再燃、さらに八月以降は豊津と日田方面に「脱隊卒屯集」の報が流れた。わが二豊の地においても、諸藩には藩制改革による不満が、日田県内では民衆の新政への反発がうつ積しており、緊迫した情勢が続いた。そしていよいよ「浮浪之もの徒党有之当県ニ押寄ゆ」と一月一日より日田県役所の館内片付や避難がはじまり、²⁹⁾ 森藩への藩兵出

張の要請もなされた。一八日からはいわゆる「日田県竹槍騒動」である。その景況・規模は「昼夜少し之間も無之打崩し誠ニ一揆ニ而者開闢日本一と恐伏」⁵⁰状態であったという。森藩のほか、豊津・中津・秋月・福岡・熊本・久留米などの各藩から出兵があり、二月初ようやく鎮静した。しかしこの後、大分郡・速見郡・宇佐郡にも飛火して騒動がくり返された。

一二月一〇日には、日田県に弾正台出張所がおかれ、各藩宛の太政官達が回覧された。

岡藩
府内藩
杵築藩
臼杵藩
森藩
日出藩
佐伯藩

近来浮浪之徒、豊後路辺各処ニ潜伏シ、時々出没暴行ニ及ヒゆ段、日田県中津藩方届出ゆニ付テハ、近傍地方官管内捕押方嚴重ハ勿論 臨機兵威ヲ以テ処置可致ゆ、尤右為取締河野彈正少忠 日田県迄被差遣ゆ 時宜ニヨリ差図ニ及ヒゆ儀モ有之べくゆ条 此旨相違ゆ事

庚午十一月

太政官

(「佐伯藩御用日記」
明治三年十二月十五日)

以後、各藩代表者の日田県出頭が命じられ、諸藩を通じて種々の調査探索がなされる。とくに、巡察使陸軍少将四条隆哥の到着（四年三月）後は、厳しい警戒体制がしかれた。諸藩とも容疑者・関係者を幽閉する一方、要所を固め、士民に印証を渡し、諸藩にも印証をまわし、人の移動に際し照合するなど、警戒体制がしかれた。豊筑会議も準備された。

佐伯藩の場合も、鼻面・中江・松ヶ鼻・蒲江浦・小浦・大嶋・保戸嶋の各番所及び宮野峠・柚ノ木峠・三国峠・伏木峠・赤木村・石神峠・丸市尾・柏江村に二、五名の番兵を配し、次の要領で監視を命じる。

出張先番兵心得方

一旅人罷越ゆ節印鑑之有無ヲ糺シ 不審之ものハ留置大早ニ而御城下断獄方ニ可届出ゆ事

一賄方之儀三度共莖菜之事

但酒ハ禁制申付ゆ、尤賄ハ役元取替ニ而其取斗方ハ其村々ニ任せゆ事

一夜中ハ申談不寝番相勤ゆ事

一印鑑等持参ニ而慥成旅人ハ役元江止宿、尤百姓小前之宅江止宿ハ一切停止之事

但不審之者ハ矢張役元江留置、前文之通断獄方江可届出事

一浦々江着之旅船者其船ニ乗込ゆ而其人物ヲ相改ゆ事

但不審之者ハ委細右同断

〔「佐伯藩御用日記」
明治四年三月二八日〕

このような警戒体制は豊筑諸藩に共通していたが、日田県巡察使が引払った（四月三〇日）のちもしばらく続けられ、解除されるのは七月初旬のことであった。各藩で逮捕・糺問された容疑者は、七月初日田県へ護送され、一二月初に日田県出張司

法省より処断が決められる。佐伯藩からも、田中静衛外八名が日田県へ護送されている。

このような状態の中で日田県は、地所受取を済ましたとはいえ、元佐伯藩預所の警備については、全面的に佐伯藩に依存せざるを得なかった。佐伯藩も「近傍之故を以て、また、藩中央部の元預所を空白地帯とすることは藩全体の取締りにもかかわるとして、引受けた。^{①)}しかし、元預所の農民の中には佐伯藩庁よりの指揮を拒むものもあり、日田県から厳達しなければならぬという一幕もあった。^{②)}

ともかくこうして、廢藩置県の直前まで佐伯藩による警備が続けられたのである。日田県による完全支配はほとんどなされないまま、大分県に編入されたというのが実状である。

ま と め

最後に一応のまとめをしておきたい。

これまで述べて来た通り、佐伯藩の日田県管地化には、慶応四年八月・明治三年十二月・同四年三月一〇日・同七月九日など、いくつかのポイントがある。

明治一六年度以降登場する『大分県統計書』中の「本県管轄地ノ沿革」の項では、この中の「慶応四年八月」説をとっている。何日かを記さないのは、現地への行政官達に従ったのであろう。以後、昭和四四年刊の大分県企画部編『統計でみた大分県』中の「本県管轄地の沿革」も、大分合同新聞社刊『大分の歴史』(8) (昭和五三年刊)も同様であり、定説となって来たいたかに見える。さらに、『法令全書』(明治一年太政官達六九四号・六九五号)や「太政類典」(第一編第一六六卷)に依拠したと思われる『角川日本地名大辞典 大分県』中の「藩府県沿革表」は慶応四年八月二十八日としている。しかし、本文中にも述べた通り、八月二十八日指令は租税徴収権の移動命令にすぎない。肥後藩や久留米藩預所の場合と文面も明らかに違っており、日田県管地化の日付とすることはできない。

このあと、支配権の移動が指令されるのは三年一月二四日である。発令日が重視されるとすれば、この日をもってあてなければならぬ。しかし現実には、予定より少し遅れ、四年三月一〇日をもって地所譲渡しが行なわれ、日田県・佐伯藩等の文書の中でも、この日以降「元預所」と記しはじめる。同年七月九日は長州藩脱隊騒動という特別事態の中で依頼していた佐伯藩の警備が解けた日にすぎないので、問題にする必要はあるまい。

「旧藩事蹟調 日田県」では慶応四年「八月……豊後国海部郡ノ内十ヶ村 佐伯藩預り所辛未二月二至り県治ニ帰ス トモ租税受取ルヘキ旨御達アリ」と記され、「豊後国旧県沿革記」(「大分県史料」四)の中の「日田県所轄海部郡旧幕領」の項でも「明治元年戊辰八月ヨリ租税等日田県ヲシテ徴収セシム、同四年辛未二月終ニ同県ノ所轄トナリシモ、同十一月同県廢セラレテ大分県之ヲ管轄ス」とあり、比較的妥当な記述がなされている。にもかかわらず上記の通り、これらの見解は埋もれ続けて来た。両書とも同一時期の成立と思われるが、そのうち「四年辛未二月」というのは、指令当初の地所受取見込日によったのであろうか。あるいは清書の際の単なるミスであらうか。明治四年三月一〇日とするのが最も妥当であらう。

日田県の存続期間はわずかに四年余である。短い命であるだけに、管地移動の問題は指令年月日のみでかたづけることなく地所譲渡しをはっきり確認しなければならぬ。数ヶ月の差であれ、無視できるものではない。まして旗本采地の場合は「最寄之府県ニテ支配可致事」という指令は慶応四年五月二四日になされながら、現実の地所譲渡しには数年のズレがあるのである。例えば立石領のように、そのズレ自体がまた極めるべき歴史を秘めている。

(註)

- ① 千田 稔「明治維新研究序説——維新政権の直轄地——」
松尾正人
- ② 大久保利謙編「九州文化論集三 明治維新と九州」371～373頁
- ③ 日田県の管地は慶応四年から明治四年の間に大きく変わったが、その総高につき「長崎県記」は「九州筋御料所」全体で一九万七六九九石三斗六升五合五勺四才と記し、大分県立大分図書館蔵「太政官伺書類(日田県)」には次の二つの記載が見られる。

明治二年一月二〇日 一六万四一九石八斗五升一合二才

(木下内匠助・大給郡吉知行地・大給駒之丞知行地は含まない旨の注記あり)

明治二年九月 二二万石餘

また「公文録」庚午、山口藩隊卒騒擾始末二には一九万七二〇五石九斗四升三才とあり国別郡別の村数が記されている。

- ④ 『豊後国旧県沿革記』29頁
- ⑤ 『佐伯市史』191～192頁
- ⑥ 『毛利高謙家記』明治一年一〇月二日
- ⑦ 『太政官伺書類』同 四年七月
- ⑧ 『毛利高謙家記』庚午三月
- ⑨⑩ 『改訂肥後藩国事史料』第八卷五七頁
- ⑪ 『角川日本地名大辞典大分県』中の「藩府県沿革表」に見える「中津藩預所幕府領」はこの中津藩守衛をとりちがえたものと思われる。
- ⑫ 『毛利高謙家記』慶応四年四月一二日、同六月二五日
- ⑬ 『改訂肥後藩国事史料』第八卷三〇〇頁
- ⑭ 『佐伯藩御用日記』明治一年十一月一四日
- ⑮ 同上、明治二年三月一六日、同三年一月二九日、同四年二月七日
- ⑯ 『太政類典』第一編第一二三卷
- ⑰ 同上 第一編第六六卷
- ⑱ 同上 第一編第六六卷
- ⑲ 『太政官伺書類』明治二年九月
- ⑳ 『佐伯藩御用日記』明治三年五月三日、同五月三〇日、同四年七月九日

- ㉑ 「太政類典」第一編第六二卷
- ㉒ ㉓ ㉔ 同上 第一編第六六卷
- ㉕ この太政官指令は「法令全書」や「毛利高謙家記」には見られない。日田県管地化が慶応四年八月とされて来た条件がここにもあるのではないか。「法令全書」はその「編纂例」において、「一官庁又ハ一箇人ニ対スル法令ハ概ネ省略ス」、あるいは「維新草創制度未タ整ハス或ハ口達ニ止リ或ハ散僞ニ帰スルナキヲ保セス」と記している。この場合、前の例に当るのであろうか。
- ㉖ 「佐伯藩御用日記」 明治四年 三月二五日
- ㉗ 同上 同 年 六月二日
- ㉘ 同上 同 年 七月二七日 七月二二日
- ㉙ 「永山神社日記」 明治三年十一月二五日
- ㉚ 同上 同 年十一月二〇日
- ㉛ ㉜ 「佐伯藩御用日記」 明治四年 四月二二日

本文の通り、日田県管地化を指令年月日のみによってみることに問題がある（とくに旗本采地の場合は著しい）が、いまこの点には眼をつぶって次ページに一覧表をかかけ、今後の研究前進の便に供したい。

（大分県総務部総務課県史編さん班
大分市城南団地北20組）

日 田 県 管 地 一 覧 表 (指 令 月 日 に よ る)

(大政類典・公文録・法令令書・佐伯藩日記による)

国郡	1				2		3			4		
	閏4/25	5/4	8/17	8/28	7/	8/2	1/18	6/22	12/24	2/22	6/	11/14
豊前	怡土				旧西国郡代支配地6か村4,454石余							
	田川								英彦山			
	企救								旧山口藩預地120か村			
	下毛				旧西国郡代支配地21か村1万2,489石余				旧小笠原左門禾地1村1,287石余			宇佐神宮領1村1,000石
豊後	宇佐				旧小笠原左門禾地10か村2,521石余			旧久留米藩預地59か村2万2,098石余				
	国東							旧形本藩預地14か村4,866石余			旧延岡領32か村7,704石余	
	速見				旧松平實一部禾地14か村5,685石余			旧熊本藩預地36か村1万1,344石余			16丸村2,996石余	
	大分				旧羽柴清系地8か村5,514石余			旧熊本藩預地11か村3,240石余			旧延岡領35か村1万0,033石余	
	海部				旧大給節吉禾地7か村1,657石余						旧佐伯藩預地10か村2,143石余	
	大野											
日向	直入							旧熊本藩預地12か村2,939石余				
	珍珠				旧西国郡代支配地32か村2万1,503石余			旧久留米藩平八郎禾地1村1,075石余				
	日田				旧西国郡代支配地80村2町2万8,881石余							
日向	諸那宮崎児湯白杵					旧 富 高 県 管 地	9か村					
						"	15か村					
						"	4か村	3万9,880石余				
						"	10か村					
						"	8か村				旧入吉藩預地84か村590石余	

日田県発足

万石以下禾地収公

富高県合併

諸藩領地収公

宇佐神宮領移管

山口藩預地移管

巖原藩替地

英彦山移管

諸藩預地収公

延岡藩替地

入吉藩預地移管